

郡
報

第參拾貳號

正
報

戶
部
行

目次

●報告欄

- 一 記念館建築ニ關スル經費精算報告
- 一 優良町村視察概況
- 一 通俗教育揭示資料
- 一 利根郡各町村學齡兒童調查表
- 一 利根郡各小學校兒童調查表

●論說欄

- 一 穀物ノ増収ト作物改良ニ就キラ

●附錄

- 一 利根農會採種田監督規程
- 一 利根郡養蠶組合獎勵規程

一
一三
一九
二二
二五
二五
一

郡報

第參拾貳號

報 告 欄

◎記念館建築に關する經費精算報告

○收入ノ部

一金貳千九百八拾四圓六拾貳錢也

内譯

一金八百拾五圓六拾貳錢

一金四百八拾五圓

收入總額

町村割當寄附金(明細書別紙添付)

町村有志者特別寄附金(明細書別紙添付)

一金七拾圓九拾五錢

一金五百圓

一金壹百圓

一金五百圓

一金五百圓

一金拾參圓五錢

小學校職員寄附金(明細書別紙添付)

利根發電株式會社寄附金

古河鑛業所根利出張所寄附金

基本金ヨリ借入

郡費補助

建築費預利金子

○支出ノ部

一金貳千九百貳拾六圓七拾八錢也

支出總額

內譯

一金貳千四百五拾九圓拾六錢

一金百七拾九圓四拾五錢

一金百五拾九圓六拾六錢

一金貳拾八圓九拾五錢

一金貳拾圓

建築費

設備費

備品費

建築委員及役員會費

寫真代

一金七拾九圓五拾六錢

雜費

差引殘額

一金五拾七圓八拾四錢也

基本金繰入

右ノ通報告候也

大正五年七月八日

利根教育會

○町村寄附金明細書

一金八百拾五圓六拾貳錢也

寄附總額

內譯

一二七圓 沼田町

五五圓 利南村

三五圓 白澤村

三五 東村

四〇 片品村

五五、五〇 川場村

四五 池田村

六〇、〇七 薄根村

四九 古馬牧村

二四 水上村

五六 桃野村

七九、〇五 新治村

五七 川田村

三七 久呂保村

四〇 糸之瀬村

二一 赤城根村

○町村有志特別寄附金明細書

一金四百八拾五圓也

寄附金總額

內譯

四〇〇〇	沼田	桑原三之助	三五〇〇	沼田	中島藤兵衛	三五〇〇	沼田	桑原儀助
一〇〇〇	全	星野銀治	五〇〇〇	全	坂本森一	一〇〇〇〇	全	桑原榮之助
一〇〇〇	利南	松永貢	一〇〇〇〇	白澤	増田金作	一〇〇〇〇	東	小林光三郎
一〇〇〇	片品	千明森藏	一〇〇〇〇	片品	千明賢治	三〇〇〇〇	川場	桑原吉右衛門
一〇〇〇	川場	今井今助	一〇〇〇〇	川場	關摩藏	一〇〇〇〇	全	宮田曾吉
一〇〇〇	全	高井安兵衛	一〇〇〇〇	池田	松井八十吉	一〇〇〇〇	池田	木村和五郎
一〇〇〇	薄根	長谷川專之助	一〇〇〇〇	薄根	松井萬次郎	一〇〇〇〇	全	高橋又衛
一〇〇〇	全	須田新太郎	五〇〇〇	全	堀江吉郎兵衛	一〇〇〇〇	古馬牧	増田弘左衛門
一〇〇〇	古馬牧	眞庭優一郎	一〇〇〇〇	水上	鈴木周太郎	一〇〇〇〇	桃野	後閑源助
一〇〇〇	桃野	高橋金米	二〇〇〇〇	新治	生方太吉	一五〇〇〇	新治	山本市作
一〇〇〇	川田	黒岩佐善太	一〇〇〇〇	久呂保	澤浦權之助	一〇〇〇〇	余之瀨	林源五郎
一〇〇〇	全	根岸輝之助	二〇〇〇〇	赤城根	鈴木喜左衛門	二〇〇〇〇	川田	黒岩佐太夫

○小學校職員寄附金明細書

一金七拾圓九拾五錢

寄附金總額

內譯

沼田校

一〇〇〇	小林	嘉助	五〇	坂鎌吉	三〇	星野呈太郎	三〇	齋藤周治
三〇	片野	龜太	二五	倉品充治	二五	加藤恒一郎	二〇	金子武雄
一五	林	ふく	一五	倉品てい	一〇	橋爪はる	一〇	山崎みはる
一五	眞庭	善二	一五	田口安義	一五	鈴木琢男	一五	高橋種次
一〇	宮下	榮八	二〇	橋爪喜代松	二〇	林親二	一〇	新里俊二
二〇	片野	繼中	二〇	黒岩善吉	一五	岡菊枝	二〇	松野春陰

升形校

七〇	高橋總次郎	四〇	齋藤連四郎	二五	吉本七五郎	二五	朝倉貢
二五	阿左見福馬	一五	橋爪辨太郎	一〇	野上三郎		

利南東校

六〇	林胤吉	四〇	西山亥太郎	四〇	高橋榮太郎	四〇	關口守平
三〇	澤浦豊						

白澤校

七〇	森島順之助	五〇	藤塚美福	五〇	小林德助	五〇	田村信一
五〇	關口治平	三〇	中村萬吉	三〇	小内源三	三〇	岡林たむ

東校

五〇 小尾 常菊
三〇 三浦 要
三〇 宮田 仲治

五〇 宮田 照造
三〇 松永 聰司
三〇 大橋忠之進

五〇 小林真一郎
三〇 吉野 忠吉

五〇 星野正太郎
三〇 鈴木 德藏

片品校

一〇〇 大島 季吉
四五 加藤滿五郎
四〇 吉岡貴太郎
一〇 眞柄 愼思

六〇 黒澤 七男
四五 飯島喜八郎
三五 宮野入長太郎
二〇 星野 濱吉

五〇 星野 章
四五 森田市十郎
三五 藤本 ヨウ

五〇 塚越 茂樹
四五 須藤市太郎
三〇 木暮 まち

川場校

一〇〇 關 耕平
五〇 篠原直次郎
三〇 高山 廣然

五〇 小池源重郎
三〇 角田 多助
三〇 青柳 博司

五〇 内田 福治
三〇 片野 柳二
三〇 松下 トク

五〇 熊澤 欽一
三〇 高山 邦造

池田校

五〇 見城孫次郎
五〇 富澤 知次
三〇 林 公平

五〇 高橋 榮吉
五〇 阿部三代三
三〇 鹽野 八洲

五〇 雨森 新六
五〇 齋藤 琴次
三〇 生方 忠亮

五〇 齋藤 廉吉
五〇 佐藤 一郎

薄根校

一〇〇 廣瀬 久明
五〇 清水朝三郎
二〇 熊澤 達二

五〇 新井 貞三
五〇 増尾 政治
二〇 松村 廣正

五〇 石川 欽雄
五〇 竹内 光秋

五〇 松村 久作
二〇 片桐 義猷

利根川校

九〇 新井 朋親
三〇 横山 廣明
三〇 高井 清忠

七〇 見城 豹治
三〇 番場彌平治

五〇 眞庭 武
六〇 廣瀬昌次郎

三〇 石田八宗司
三〇 佐藤 富作

旭校

五〇 阿部松太郎

二〇 眞庭 英二

二〇 高橋あぐり

子持校

八〇 高橋 上

五〇 原澤 一郎

水上校

七〇 梶原 三

五〇 齋藤 善作

三〇 坂口 龜尾

幸知校

一〇〇 田卷三子次郎

二〇 田卷 正光

二〇 田卷 トメ

藤原校

五〇 林 甲十郎

桃野校

一〇〇 荻野貞次郎

五〇 橋本 春吉

三〇 橋本 トヨ

二〇 細谷 きよ

小倉校

七〇 宮下 茂樹

新巻校

五〇 品田議一郎

三〇 西山 信次

須川校

五〇 三橋 和也

入須川校

五〇 林 寅之藏

七〇 小林 文作

五〇 高橋九一郎

三〇 原澤庄太郎

二〇 野村 イサ

五〇 鶴淵万龜太

五〇 原澤 邦治

三〇 井上昇三郎

三〇 梅澤 枝盛

三〇 神保 豊平

六〇 原澤 元

五〇 鈴木 卯作

三〇 宇津野久五郎

三〇 小林 留吉

五〇 佐藤 憑司

三〇 原澤 享

三〇 大川 信一

六〇 原澤 茂作

五〇 落合 二郎

二〇 木内馬次郎

二〇 平田あづさ

五〇 淵本 翠作

生井校

五〇 青山 關松

川田校

五〇 林 一郎

二〇 角田 昇

一六 松野 春風

一八 山田良太郎

一一 藤井 鎮子

久呂保校

五〇 樋口 於島

三〇 木村庄三郎

糸之瀬校

五〇 篠原長五郎

三〇 小野 與市

赤城根西校

赤城根東校

三〇 高山 廣順

一八 岡村 伊作

一三 吉野 遠美

一八 相見久米作

八 新木 まき

五〇 高橋 幸吉

三〇 生方 隆

五〇 齋藤 四郎

五〇 小野 與市

五〇 中江銅太郎

二五 大竹 與一

一七 生方 祐五

一一 飯島喜代野

一四 堀口 恒徳

一四 山口 サワ

三〇 梅澤 重次

三〇 森下和十郎

五〇 森下和十郎

五〇 赤城根中部校

五〇 赤城根上校

二五 加藤孫九郎

一六 根岸 仁一

一一 太田 辰明

一三 神保 まき

三〇 星野 せん

三〇 塚越 逸郎

五〇 山岸 貫善

五〇 鶴淵 文作

○支出明細書

一金貳千九百貳拾六圓七拾八錢也

內 譯

一金貳千四百五拾九圓拾六錢也

金貳千貳百圓

金四拾四圓八拾六錢

金九拾圓

金五拾九圓參拾錢

金六拾五圓

一金百七拾九圓四拾五錢也

金四拾五圓

金六圓

金七圓參拾八錢

金貳圓

金百拾九圓七錢

總額

建築費

主家建築費

壘表變更增金

增模樣替及留守居部屋造作料

敷地々均人夫賃

上棟祝及大工賞與

設備費

用水ポンプ据付費

屋上雪除仕付費

雨落土管敷設費

石炭殼敷賃

電柱移轉費

一金百五拾九圓六拾六錢也

金拾六圓五拾錢

金參圓參拾錢

金九圓拾四錢

金貳拾九圓六拾錢

金拾五圓

金貳拾六圓六拾五錢

金九圓六拾錢

金拾九圓六拾五錢

金拾六圓〇貳錢

金貳圓五拾錢

金拾七圓七拾錢

一金貳拾八圓九拾五錢也

金拾貳圓七拾五錢

金拾六圓貳拾錢

備品費

額面及掛軸新調費

便所手洗桶貳個購入費

國旗及旗竿購入費

坐布團四拾枚購入費

箱火鉢拾個購入費

碁盤碁石碁器購入費

据風呂桶壹個購入費

衝立三個購入費

帽子掛三個購入費

煙草盆五個購入費

台十能茶碗土瓶其他雜品

建築委員及役員會費

建築委員會費

役員會費

一金貳拾圓也

寫真代

金六圓

落成式記念寫真代

金拾四圓

記念館寫真(特別寄附者ニ贈呈)

一金七拾九圓五拾六錢也

雜費

金拾貳圓貳拾四錢

電燈料及電燈器具損料

金四圓

留守居手當(十二月ヨリ三月マデ四ヶ月分)

金八圓八拾四錢

障子紙及張賃

金四拾四圓

地所代金契約前渡ニ付利息支拂

金拾圓四拾八錢

其他雜費

以上

◎優良町村視察ノ概況

白澤村長 増田金作

余は大正五年四月中郡長の命に依り三重縣阿山郡玉瀧村及奈良縣生駒郡北倭村を視察したるに付左に其の概況を書して讀者村治上の參考に供す

玉瀧村

三重縣の最西端伊賀の國極北にありて戸數五百四十三、人口三千二百二十三、田參百七十八町步余畑六十五町步余、山林七百七十六町步余、宅地十萬四千九百余坪を有する山間僻陬の農村にして村治百般の事項殆ど間然する處なし今其内吾人の最も敬服に堪へざる一二の要点を擧ぐれば

一、村吏員の恪勤精勵多年一日の如きにあり余の全村役場を訪問したるは四月十八日午前七時頃なり

しに村長木津慶次郎氏は既に出場しありて事務に執筆し他吏員のもの二三又出勤しあり、時計八時を報したる時事務室を通覽したるに吏員全部執務しつゝありて一人の欠くるものなし聞く大正四年度全村吏員の最精勤者は其出勤日數參百五十五日にして病氣其他の事故により最も多く欠勤したるものゝ出勤日數參百四十八日なりと之れを全年當然執務すべき日數貳百九拾八日に比すれば最少出勤者にして尙且つ五十日の出勤超過となるなり以て全村吏員の精勵努力推服の外なきを知るへし

二、勤儉力行の美風閭村を風化せるもの其精神的素因をなしたるは玉瀧信用購買販賣組合の組織に依るもの多きを見る、全組合は明治四十一年の設立にして全村を以て一區域とし現住五百四十參戸の内永住の見込なきもの七戸を除き他の五百參拾六戸と全居の家族にして他日獨立の生計を營さんとするもの十一人の加入を認む組合員の現在數五百四十七人出資口數千八百八十二口此出資金額參万七千六百四十四既に全部の拂込を了し準備金及積立金參千八百二十六圓貯金の現在高壹万壹千五百三十三圓余を有し資金は定期貸付、年賦償還、並に米券を担保とする簡易貸付の三種に區別し利率は年八朱の割合を以て組合員に貸付く又大正四年度中需用品の購入は肥料、食鹽、種子、種苗、干魚等にして價格金一万二千余圓に達し販賣物は共同集積倉庫を利用する米の九千七百余俵を最多とし粳種・繭・茶・葉・繩、經木眞田等にして價格金五萬九千余圓に上り役員は凡て無報酬にて書記を置かず雇員を用ひず献身的努力を以て事に當り至誠一貫村經濟の圓滑なる發達を計り勤勉實實の習俗を奨め村治行政と相待て益々健全なる發達を遂げんとす而して全組合の設立を助成したるもの多々ありと雖も曩に日掛貯金の制を設け之か獎勵に力めたるが如き其の遠因をなしたるものにして組合設立後義務貯金として毎月必ず金參拾錢以上の貯金をなさしめ二十年間拂戻を許さず出資拂込に振替せしめ又約束貯金と稱して借入金の償還を容易ならしむるの目的を以て資金の貸付に對し一定の額を毎月貯金せしめ六月、十二月の兩度之を元利金の償還に充當せしむ假令は金壹圓圓の高利

債を整理したるものは一ヶ月金壹圓貳拾錢の約束貯金を實行し拾ヶ年にして全く之を償還し得るか如き將又金貳拾圓の荷車を購入したる細民か毎月の收入中より金五拾錢を貯金し四ヶ年にして元利金を償還し尙幾分を剩すが如き方法を取り凡て貯金制度により組合事業の遂行を容易ならしめ一面勤儉力行の美風を作興したるか如き后人の師とすべき要点なりと信ず

北 倭 村

奈良縣大和の國北隅に位し山城、河内の國境に接せる村落にして地形南北に長く東西に狹し高山、鹿畑、上、南田原、北田原の五大字より成り戸數千八拾五、人口五千五百三十五、田六百八十四町步余、畑七十七町步余、山林六百九十五町步余、宅地十四万三千四百余坪を有す、夙に我邦の手工纖巧を得たる茶莖の特産地として有名なる所なり奈良市より大阪市に通する電車に乘し富雄と稱する停留所に下車しそれより北進すること約五十町餘にして村役場に達す助役有山正文氏に就き村治の要を聞く心に銘したる事項の一二を擧ぐれば

一、村行政の基礎を舊五人組の制度に取り十五戸乃至三十戸を地勢及慣行により一束して垣内と稱し組頭一人を置き垣内の諸事を統へしめ垣内の上に區あり村内を十區に別ち各區に惣代一名を置く惣代は役場附屬員を兼ね村治萬端の事に當るの組織なり是れ社會の變革に際し克く舊體を重し健全なる改善發達を遂けたるものにして誠に隣保相助の情誼により共同緝睦の美風を醸成せるの基因たり

今試に全村垣内の規約を示せば左の如し

何々垣内申合規約

- 一、當垣内ハ左記連名ノ 名ヲ以テ組織ス
- 二、當垣内ニハ組頭一名ヲ置キ名譽職トシ垣内ノ互撰ニ依リ之ヲ定ム任期ハ四ケ年トス
- 三、組頭ハ垣内ニ於ケル諸般ノ事務ヲ處理シ且ツ當組内ヲ代表シ權利義務ヲ行フモノトス
- 四、當垣内人民ハ惣テ組頭ノ命ニ服従スルノ義務アルモノトス
- 五、當垣内ニ於テ定メタル事項ニ違背シ又ハ組内ノ体面ヲ汚スノ行爲アルモノハ惣會ノ決議ニ依リ除名ス

六、前條除名者ニハ惣テ交際ヲ絶チ且ツ土地物件金品ノ貸與ヲ嚴禁ス

右申台セ候處相違無之依テ左ニ署名捺印ス

又區毎に人民集會所あり人民の常に集會協議をなす所にして徴税、種痘、青年會、信用組合事務所、農業補習學校教室、講話會等諸種の集會用に供し努めて上下意思の疏通を計り村情一般を須知せしむるを以て村治の方針となせり

二、全村は既に明治三十三年前田正名氏の指揮監督の下に村是調査をなし村是を確立し爾來共同一致之か實行に勉めたり、夫れ國に縣に郡に村に各其急務とすへき事あり國に在りては國是と云ひ縣に

縣是と云ひ郡に郡是と云ひ村に村是と云ふ蓋し吾人のなすへき事多端其寬急を調査考究し以て將來の方針を確立するは村治當局者の最も急務とする處たり即ち全村の村是として其當時確定したるものを示せば左の如し

- 一、基本財産蓄積ノ事
- 一、餘業獎勵ノ事
- 一、工産物共同販賣ノ事
- 一、肥料共同購入ノ事
- 一、信用組合設置ノ事
- 一、米穀一手販賣ノ事
- 一、螟虫驅除豫防ノ事
- 一、灌水補給法ノ事
- 一、農會ノ活動(農事試驗場、農事教育)
- 一、規時會設立ノ事
- 一、蠶業獎勵ノ事
- 一、葡萄栽培獎勵ノ事

以上

三、女子教育實業教育に意を用ゆること大なり村立女子實業學校は明治四十二年四月の設立にして現在在籍生徒百五十二名學級四學年經費一ヶ年約四千六百圓本科三年甲種撰科二年乙種撰科年限なし補習科一年に別ち教科目は本科、修身、裁縫、洗濯、國語、數學、編物、造花、刺繡、竹工、理科家事、圖書にして隨意科として割烹、生花を置き編物、造花、刺繡、竹工は其一を選ばしめ甲種選科は修身、家事、裁縫、染色、機械、洗濯乙種選科は修身、裁縫、染色、補習科は本科の教科目より國語、數學、理科を除き乙種選科は農閑期五ヶ月間とす。余間ふに女子教育費に約五千圓を支出するは村經濟負担の上に於て考慮すべき点なきやを以てしたるに助役有山氏答て曰く本村五千圓の女子教育費の負担は決して輕らず然れども女子は家庭の基礎にして女子教育の輕んずべからざると同時に會て本村民の女兒を村外高等の女學校に入れたることありしに卒業后歸村して農家への嫁入を嫌へることありしより農村の健全なる發達を裨補せしむるには多少負担の重きを忍びても適當なる女子教育の機關なからざるべからずと議茲に一決して女子實業學校の設立を見るに至りたるものなりと又男子にありては村内に郡立農學校第二分教場あり義務教育を終りたるものにして進て高等の教育を受けず村にありて農業に従事するものは皆之れに入學せしむるの方針を取り尙農業補習教育としては各區人民集會所を教室に宛て教員は小學校本科正教員之を兼任し一週四日毎夜二時間教授

{18}

をなす農業補習學校ありて學校を退き丁年に達せざるものは村の義務教育として全部之れに收容し壯丁検査を終る迄在學せしむるの方法を取れり

四、娛樂としては毎年四月二十八日忠魂社の祭典に數多の餘興を行ひ秋季に於ては毎年三回尙善會各支會に於て講談改良浪花節活動寫真等種々の興行を爲し一般村民の觀覽に供す其經費は全部尙善會の負担にして尙善會は村民一同より成れる農村道德の喚起を目的とする會なれば會費は殆ど準村費の如きものなり。(終)

◎通俗教育揭示資料 (八月分)

○八月の農事

(八月一日揭示)

立秋 九日

處暑 二十四日

一秋蚕飼育

一除草

一あきそばまき

一大根白菜まき

大根

日頃

白菜

白菜

日頃

一水面灌漑停止

一芽接の期節

○白菜類の播種

(八月五日揭示)

白菜の内で一ばん味のよいのは、結球白菜であるその種類には金州白菜（茨城白菜）直隸白菜開城白菜等がある。

何れも早播がよいので今月の十日以前にまかねばならぬ詳しくは村の學校について聞けばわかる味のわるい在來の菜を作るより味のよい結球白菜を作るやうにしたい。

八月十日揭示

御、製（明治天皇）

あつしともいはれざりけりにかへる

稻田に立てるしづをおもへば

いかならんことにあひてもたはまぬは

我がしきしまの大和魂

○雷鳴のはげしい時

八月十五日揭示

木の下にはいるな

金物を持つて歩くな

蝙蝠傘さして歩くな

柱のそばに居るな

麻かやの中に居るがよい

火を焚くがよい

湯にはいつて居るな

電光の速さ一秒間七万六千三百五十里

雷鳴の速さ一秒間一千一百尺

○日 獨 開 戰

八月二十日揭示

我が國の獨逸に對して宣戰を布告したるは昨年の八月二十三日である。

大元帥陛下の御威と忠勇なる陸海軍人の活動により僅か二ヶ月餘りで青島を占領し獨逸の東洋に於ける勢力は全く驅逐してしまつた、然し歐洲の天地は今正にいくさの眞最中である。

我が國民は常に時局に注意し分に應じて戰時の務をつくさねばならぬ。

○朝 鮮 併 合

八月二十五日揭示

我が國で韓國を併合したのは明治四十一年の八月廿九日である。

韓國は人民がなまけて居つたために自分の國を保つて行くことが出来ないもので我が明治天皇の御威光に服し治めてもらひたいと頼んで來たのである今は總督府において親切におさめて居ります。

○天 長 節

八月二十九日揭示

八月卅一日は 今上天皇陛下のお生れになつた實にお目出度い日であります。

陛下は御名を 嘉仁と申し奉り、

明治十二年八月三十一日の御生れで、

本年三十八歳になられます。

大正元年七月三十日御踐祚遊され、昨年の十一月御即位の大禮を行はせられました。

我等臣民たるものは此の吉日にあたり、謹んで陛下の萬歳を祝し奉らねばなりません。

◎利根郡各町村學齡兒童調查表

大正五年四月末調

町村名	就學		不學		就學	
	前年以前 尋常小學 校卒業	本年ノ 尋常小學 校ノ教科 ヲ修了者	特別 教授 二兒童	計	猶豫 免除 未滿居 所不明	計
沼田町	男 六〇 女 八六	男 八二 女 六二	男 四七 女 五二	男 一〇〇 女 一〇八	男 一 女 一	男 一 女 一
利南村	男 四〇 女 三八	男 四一 女 二二	男 二四 女 二〇	男 六四 女 五二	男 一 女 一	男 一 女 一
白澤村	男 三二 女 二八	男 五九 女 二八	男 二〇 女 一四	男 八〇 女 四二	男 一 女 一	男 一 女 一

東村	男 三八 女 九	男 四七 女 二九	男 三〇 女 二二	男 六七 女 五九	男 一四 女 一三	男 一 女 一
片品村	男 五八 女 三八	男 四六 女 二二	男 二五〇 女 二〇〇	男 四五 女 四九	男 一 女 一	男 一 女 一
川場村	男 四一 女 三〇	男 四二 女 三〇	男 一八八 女 一九八	男 一〇一 女 九二	男 一 女 一	男 一 女 一
池田村	男 三三 女 三八	男 三二 女 三〇	男 二二五 女 二二一	男 四六 女 四四	男 一 女 一	男 一 女 一
薄根村	男 二六 女 二七	男 四五 女 三六	男 一七六 女 二四一	男 六六 女 四三	男 一 女 一	男 一 女 一
古馬牧村	男 四四 女 三七	男 二九 女 三三	男 二二七 女 一九五	男 五一 女 五五	男 一 女 一	男 一 女 一
水上村	男 二八 女 二七	男 二八 女 二六	男 一七七 女 一五二	男 二六 女 三〇	男 一 女 一	男 一 女 一
桃野村	男 四九 女 一八	男 五五 女 三九	男 二二七 女 二二六	男 四七 女 五一	男 一 女 一	男 一 女 一
新治村	男 五八 女 四二	男 七一 女 四二	男 四〇四 女 三二四	男 六一 女 七六	男 一 女 一	男 一 女 一

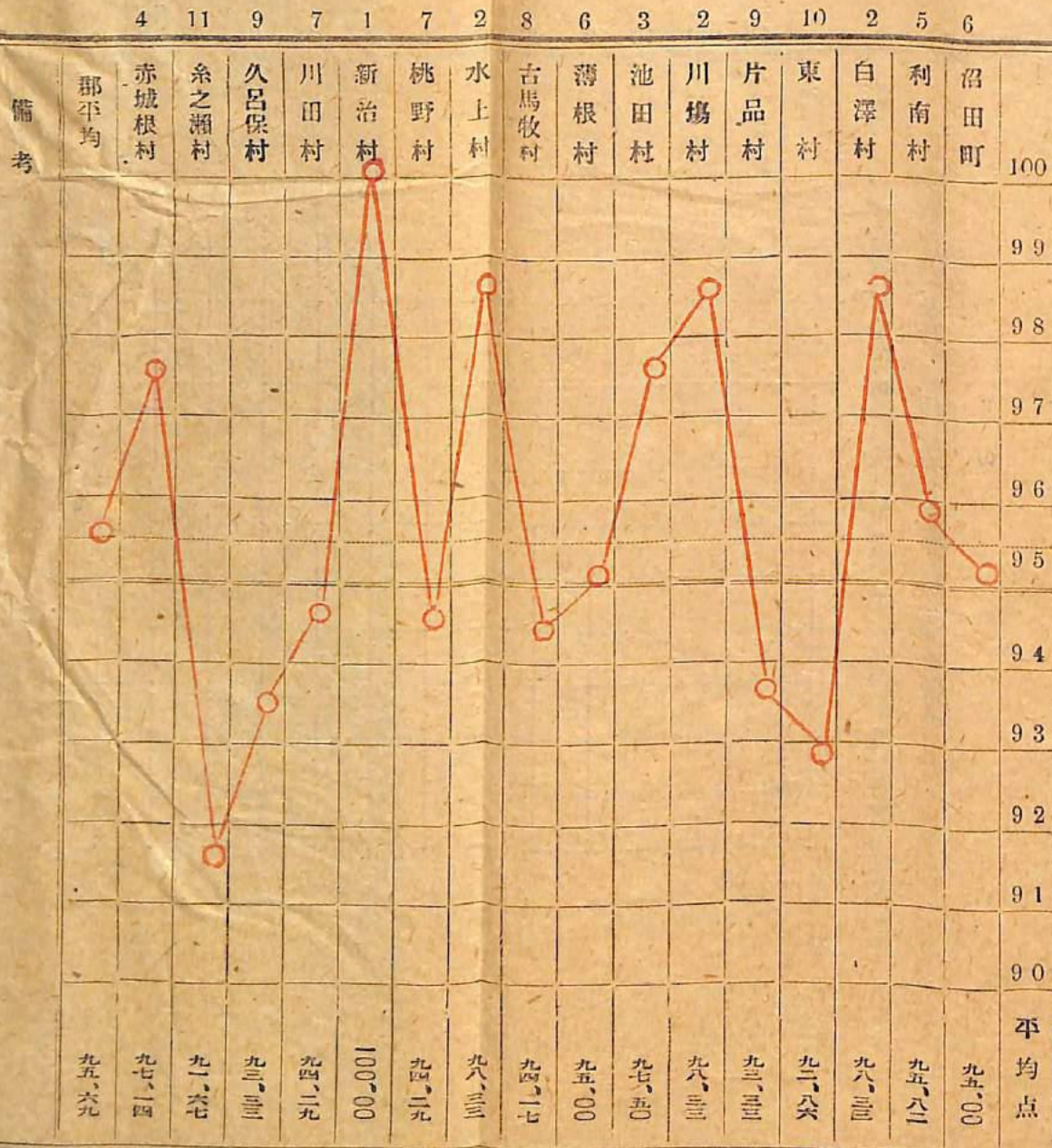
川田村	男	四九	三七	二四六	七一	四〇六	二六	一三	〇一	四	一〇
女	四三	四三	二四五	八八	一六	四〇五	四	二	〇一	六	一〇
計											
久呂保村	男	二九	二六	一八四	四八	二九六	一	一	一	一	二
女	三五	二一〇	一五二	三七	四	二五八	〇	一	一	一	二
計											
糸之瀬村	男	二三	一八	一五〇	二八	二二八	一	三	〇一	〇	四
女	二二	二四	一三九	三〇	三二	二五五	〇	三	〇一	〇	四
計											
赤城根村	男	一二	一九	一二三	二八	一八四	一	二	一	〇	二
女	八	一八	一一五	三二	一一三	一八四	〇	二	一	〇	二
計											

表中△ヲ附セルハ本年就學ノ始期ニ達シタルモノ

◎利根郡各小學校兒童調查表 (大正五年四月末調)

町村名	一學年	二學年	三學年	四學年	五學年	六學年	計	高等科
沼田町	男 一一 女 一〇	男 一二 女 一一	男 九六 女 九三	男 一〇七 女 一〇〇	男 一〇一 女 八〇	男 八〇 女 七三	男 五八二 女 五二七	男 四四 女 三〇
利南村	男 六二 女 五五	男 四一 女 三七	男 五〇 女 四八	男 四六 女 三〇	男 四五 女 三八	男 二五 女 二五	男 二六九 女 二五三	男 二八 女 一〇
白澤村	男 四六 女 三七	男 四九 女 三九	男 四四 女 三三	男 三七 女 三一	男 四一 女 三〇	男 三九 女 二〇	男 二五六 女 一九〇	男 二五 女 一〇
東村	男 六七 女 五九	男 八一 女 六六	男 七七 女 六三	男 五三 女 四三	男 四四 女 二五	男 三八 女 二七	男 三八五 女 二八三	男 一四 女 五
片品村	男 四四 女 五五	男 六四 女 六一	男 四七 女 四四	男 四二 女 三七	男 五二 女 三〇	男 四四 女 二八	男 二九五 女 二五四	男 三〇 女 五
川場村	男 五〇 女 五一	男 四二 女 五三	男 四一 女 四四	男 三七 女 三二	男 三三 女 三一	男 三七 女 二五	男 二三八 女 二四九	男 二七 女 四
池田村	男 四六 女 四四	男 五〇 女 四六	男 四九 女 五三	男 四九 女 三九	男 三五 女 三八	男 四二 女 三五	男 二七一 女 二五五	男 二二 女 六
薄根村	男 六六 女 四三	男 四〇 女 五八	男 二八 女 四九	男 三四 女 五四	男 三一 女 四一	男 三三 女 二八	男 二四二 女 二八四	男 二六 女 七

大正五年六月中完結ノ有期報告遅速成績表



古馬牧村	女	男	五二	四六	四九	四一	三八	五二	四六	二六	二九	二七	四六	五三
水上村	女	男	二九	四三	四三	三八	二八	三八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
桃野村	女	男	四九	五〇	五〇	四八	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
新治村	女	男	六五	七五	八六	七五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
川田村	女	男	七二	六〇	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五
久呂保村	女	男	五六	四〇	四一	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
糸之瀬村	女	男	二八	三〇	三〇	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
赤城根村	女	男	三三	三七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
合計	女	男	八七六	八三三	八八六	八八六	八八六	八八六	八八六	八八六	八八六	八八六	八八六	八八六

大正五年五月分町村稅收入成績表 (例月會計檢査表ニ依ル調査)

	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	
川場村																100
薄根村																90
古馬牧村																80
桃野村																70
利南村																60
池田村																50
水上村																40
白澤村																調定
新治村																額收入
川田村																済額
東村																百分比
糸之瀬村																
片品村																
久呂保村																
沼田町																
郡平均																

備考 川場、薄根、古馬牧、桃野、四ヶ村ハ同点ナルヲ以テ町村名順ニ記載セリ

赤城根村ハ未提出ニ付本表ニ記載スルコトヲ得ス

論 説 欄

◎穀物の増收と作物改良に就きて

沼田町 美奈岐 穿壤

人口の増加と食料品 吾人が日清戦役當時「四千余万の同胞」と謳ひし人口は十年後の日露戦役に際して五千万と唱へられ今や六千万に垂んとす、かゝる趨勢は獨り本邦のみに止まらず世界各國の通有にして殆ど底止する處なきが如し、今世界列強の最近十ヶ年間平均一ヶ年間に於ける増加率千人に對するを示せば左の如し。

米 國	二二、一	露西亞	一九、三	獨逸	一五、一	日 本	一三、七
英吉利	八、三	伊太利	六、八	佛蘭西	二、七		

由是觀之人口の減少を云爲せらる、佛蘭西の如きも其の増加率こそ低けれ尙年毎に増加しつつあるを見る

人口の増加に伴ふて最も急要なるは食料品増加の問題なりと殊に本邦の如きは人口増加率世界の第四位にありて頗る著大なるが故に愈益食料品の増加を圖らざるべからざるや論を俟たず、これ曩に生産調査會の設置せられし所以なり而て人口と食料品増加との比例はマルサスが説ける如く悲觀すべきものにあらざるは勿論なりと雖も、然も樂觀を許さるべし、換言すれば食料品が人口の増加する如く自然に増加するものとすれば乃ち止む然れども食料品はしかく自然に増加せざるが故に吾人は苦心し努力するなり。

本郡食料品需給の狀況 由來本郡は面積に於て縣下第一なれども山林原野多くして耕地多からず従つてこれが産額少なし大正元年の調査によれば玄米産額三万四千石(六十五万圓)にして他府縣よりの輸入米のみにても一万七千三百石(三十二万四千圓)に達し合計五万一千三百石(九十七万四千圓)を消費し本郡人口を六万六千とすれば一人當七斗七升七合餘にして、全國平均一人當りの玄米消費額一石によりて計算すれば前記の輸入米以外に尙一万四千七百石の不足を生ず此不足額は、或は本縣内の他郡市より輸入して填補しつつあるものなるべきか。穀物の輸入はこれにとゞまらず麥に於ても四千四百石餘(四万圓)を示し其の他の食料品小麥粉味噌等を合算すれば六十二万二千餘圓の驚くべき巨額に

達し本郡輸出品の最高價格を占むる上繭六十一万四千圓と相伯仲す。即ち吾人が不眠不休養蠶に従事して得たる金額は、是等食料品の爲めに相殺されつつあるは實に慨歎の至りなり然り而して本郡輸出品の主なるものは繭にして輸入品の主要なるものは食料品なり、彼の綿の栽培は本邦の風土がこれに適せざるが故に適當なる方法の案出せられざる限り其の輸入を如何ともする能はざるべしと雖も本郡輸入食料品の防遏方法の如きは尙研究の餘裕あるへし、換言すれば産出額の増加易々たりとは言ひ得ざるべきも各人の覺悟と實行の如何によりては決して難事にあらずるを信ず、又本郡の名産として誇れる大小豆の如きも僅々二万餘圓の縣外輸出(産額十四万圓)にすぎず知るべし刻下の急務はこれ等穀物の增收を企圖するにあるを論者或は言はん本郡は農蠶本位なり、即ち養蠶の方法を改良し繭絲の收益を増加すれば優に食料品の輸入を償ふて餘りあるへしと、然り多くの養蠶家か此方針を以て進まば實に論者の言の如くなるへし、然れどもそれ等の收益を益々増加すると共に食料品の輸入を防遏する法策を講せば其の結果や思ひ中ばに過ぐるものあらん

論者又言はん近年農家は豊作の爲めに穀價暴落に困しみつつあり然るに穀物の增收を説くか如き迂も亦甚だしとこれ世界の大勢を知らざる者の妄言なり、見よ歐洲に於ては戰亂の爲めに幾百万の壯兵を失ひ尙益々失ひつつありて生産力漸次減少の結果田畑荒廢し早晚食料品に不足を來すに至り穀價の變動は遂に免る難ばざるへし、即ち吾人は將來必然的に穀價騰貴の日あるを信して疑はざるなり假り

に否らすとするも豊作は永續するものにあらざるを以て他より輸入する本郡の如きは特に食物の獨立を圖らざるへからず。

聞く本郡に於ては年々約二百万石以上の外國米を輸入し（最近二ヶ年間は豊作の爲め輸入せざるもこれは例外なり）以て内地産米の不足を補填しつゝありと然るに今や歐州の情況前述の如し、吾人は痛切に穀物増收の必要を覺ゆるなり。

穀物の増收法 穀物の増收をはかるの道一にして足らず耕地の擴張、土地の改良、耕種法の改良、施肥量の増加及配合施用法の改善、作物の改良等種々あり、吾人は常にこれが研究實施につとめざるへからず、右の如く穀物の増收法に多々あれども、從來注意せられし事少なく又比較的難しと言はれたる作物の改良法につき一言せん。

作物の改良法 作物の改良法にも亦種々あれど其の主要なるものは變異性を利用するものと純系の分離によるものとなるへし。

元來作物は父母の形質を子孫に遺傳すと雖も其形狀及性質に多少これと異なる處ありこれを變異と言ひこの變異を利用して作物の改良を圖る方法に偶然變異を利用するもの交雜による變異を利用するもの等なり。

交雜による變異（人工花粉を媒助し雜種を作る）を利用して作物を改良する事は現今農事試驗場等

に於て研究され着々効果を收めつゝありかの本縣平坦地に於て近年盛んに栽培せられつゝある水稻福龜種の如きは福山種と龜次種との人工雜種によりて成れるものなり、此方法はグレゴール、ヨハン、メンデル氏の遺傳法則の發見に胚胎し近來盛んに研究實行されつゝあるものにして雜種によりて生ずる作物か一定の法則に従つて變化するか故に雜種の性質を豫知し得るの便あり其の法則の最も簡單なる一例を示せば紫花の豌豆と白花の豌豆との間に生じたる雜種は翌年は紫花のものゝみを生じ尙翌年栽培すれば紫花三に對する白花一の割合に生じ三代目には紫花十五、白花一の割合に生ずるか如し、此方法は作物改良法中最も進歩せるものなれども普通農家に於て施行するに困難多く實行し難し、

偶然變異による作物改良は往昔より利用せられたるものにして作物の或部分が俄然變化する事ある性質を利用するものなるが、かゝる變化は常に必ず起るものにあらずして時に起る事あるなり而して作物か時に良變化をなすことあるも吾人かこれに注意して發見するにあらずれば其の良變化も利用する能はず又よく發見し得たりとするも其の變異か確實に遺傳して變ぜざるものなるや否やをも究むる必要ありて、此の方法は言ふへくして行ふに難き方法なり、然れども從來栽培されつゝある作物の品種中には此方法にて篤農家の手によつて發見せられたるもの尠なからざるへし、近時發見せられたりど傳ふる大麥白芳稈の如きもまた然るや否や

尙從來より作物改良方法として重要視せられ或は往昔より毎々行はれたりと稱せらるゝものに淘汰

法あり、淘汰法は作物の品種中より優良なるものを年々撰出淘汰して一層優良なるものとなす方法なるがこゝに述べんとする純系の分離による作物改良法はこの従来の淘汰法を改善したるものに外ならず、即ち従来の累積淘汰法は長年月を要し動もすれば不結果に終り従つて多くの勞費を空しく困難を感ずる欠点を矯正して實行し易からしめしものなり現今各地に於て盛んに實施され好成绩を擧げつゝある採種圃、原種田の如きも亦此方法を加味したるものにして此分離法を約言すれば從來栽培せる品種中より最も優良なるものを分離する方法なり。蓋し吾人が同一品種と見做すものも其の實數多の異なる形狀性質を有するもの即ち純系の混合より成る事往々之れあるへしヨハンゼン氏は一種と見做されたる蠶豆が十九個の異なる純系の混合せるものなる事を知り得たりと云ふ、この數多の純系のうちには吾人の期待に添はざる劣悪なるものもあるへく又優良なるものもあるへし、かくの如く優劣各種の純系の混合に成る品種より採取せる種子を栽培したる結果は優良なることもあるへく又劣悪なる事もあるへくして到底難駁なるを免れず依て各作物の品種中より優良なる一純系を分離栽培する事を得ば或程度迄作物改良の目的を達したるものと謂ふを得へし。

今其の純系の分離方法を稻に付て述べんに先づ初年には改良せんとする品種を一本植（採種田に於てする如く）となし各株を一々精細に調査して其の目的とせる形狀性質（例へば粒多きものとか、分蘖多きものとか）を有する同様の株を數株乃至數十株選別し是等各株より別々に種子を取り之を翌

年に至り採種したる株毎に區割をつけて播種し前同様に一本植となし其の成長せるものにつき再び精細に各株を調べ其の株の親即ち前年採種田に供したるものと同様の形狀性質を有するものを選別採種すへし、かくして撰出せる種子を尙一二年間栽培して同様の結果を得ればこれ即ち純系の分離によりて改良されたる目的の品種なり。

此外にも尙作物改良法あれど略す。

之れを要するに人口増加するに従つて食料品殊に穀物の増加を圖らざるへからず特に本郡は其の產出少なきが故に愈其の必要を感ずる事多く、穀物の增收を圖るの法種々あれども作物の改良によるか如きは極めて僅少の勞費と地積とあれば足るものにしてこれを完成すれば施肥量の増加及其他の方法による增收法のやゝもすれ勞費多くして收支相償はざる事あるに比し極めて有利なるや明らかなりこれを農家經濟上より考ふるに從來の耕地を増加する事なく又栽培法を變ずる事なく總て従前の通り何等の勞費を増加せずして利益のみを増加し得るか故に作物の改良は實に農家の急務なりとす。

本郡に於ては特に技術員を設置して採種田を指導獎勵せらる寔に吾人の意を得たるものにして農村の幸福蓋しこれより大なるはあらざるへし吾人は賢明なる郡民各位が作物改良の實を擧げられんことを本郡否爲國家切望して止まざるなり

（終り）

附 錄

利根郡農會採種田監督規程左ノ通り相定ム

大正五年六月八日

利根郡農會長 坂 本 森 一

記

利根郡農會採種田監督規程

第一條 採種田栽培方法ハ總テ本會ノ指示スル所ニ依ルヘシ

第二條 採種田擔當人ハ日誌ヲ備ヘ置キ採種田ニ關スル一切ノ事項ヲ記入スヘシ

第三條 採種田擔當人ハ其ノ採種田ニ病蟲害ノ發生其他生育ニ異狀ヲ認メタルトキハ其旨直ニ本會ニ報告スヘシ

第四條 採種田ニハ見易キ標杭ヲ樹テ置クヘシ

第五條 採種田擔當人ハ左記事項ヲ其都度七日以前ニ本會ニ報告スヘシ

一、播種期日

二、插秧期日

三、刈取期日

第六條 採種田擔當人ニ於テ直接種子ノ配付ヲ行フ場合ニハ種子配付臺帳ヲ備付ケ配付ニ關スル總テノ事項ヲ記入シ置クヘシ

第七條 種子粗ハ必ス鹽水選ヲ行ヒタル後ニアラザレバ之ヲ配付スルコトヲ得ス

第八條 會長ハ必要ニ應シ擔當人ヲ召集シ諸般ノ協議ヲナシ又ハ指示スルコトアルヘシ

第九條 本會ハ技術員ヲシテ時々巡視セシメ指導監督スルモノトス

附 則

第十條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

{2}

利根郡令第一號

利根郡養蠶組合獎勵規程左ノ通相定ム

大正五年四月一日

利根郡長 坂本 森 一

利根郡養蠶組合獎勵規程

第一條 蠶業ノ改良發達ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ養蠶組合ニ對シ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ノ交付ヲ受クヘキ養蠶組合ハ左記各號ニ該當スルコトヲ要ス

一、二十戸以上ノ組合員ヲ有スルコト

二、組合ノ事業ヲ指導スヘキ相當ノ技術員ヲ設置シ養蠶技術ノ改良ヲ圖ルコト

三、蠶種又ハ蠶業上必要ナル物品ノ共同購入ヲ爲スコト

四、桑園ノ改良整理ヲ爲スコト

五、蠶種ノ共同貯藏及共同催育ヲ爲スコト

六、稚蚕ノ共同飼育ヲ爲スコト

七、成繭ノ共同販賣ヲ爲スコト

{3}

第三條 前條第二號ノ技術員ハ丁年以上ニシテ左記各號ノ一ニ該當シ郡長ニ於テ適當ト認メタル者ナルコトヲ要ス

一、甲種蠶業學校卒業程度以上ノ學歷ヲ有シ實地ノ經驗ニ富ミ且ツ專業指導ノ技能アル者

二、蠶業ニ關スル乙種程度以上ノ學校若ハ修業年限六箇月以上ノ官公立講習所、試驗場又ハ傳習所ヲ卒業シ實地ノ經驗ニ富ミ且事業指導ノ技能アル者

郡長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ前二號ノ資格制限ヲ特免スルコトヲ得

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左記書類ヲ添付シ毎年三月十日迄ニ郡長ニ差出スヘシ 但シ第五號技術員ノ履歷書ニ限リ四月三十日迄トス

一、組合規約

二、組合員名簿

三、經費豫算書

四、事業施行豫定書

五、技術員ノ履歷書

第五條 前條ノ申請アリタルモノニシテ郡長ニ於テ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付スル資格アリト認ムルトキハ其ノ施設事項及經費ノ内容等ヲ斟酌シテ獎勵金額ヲ定メ交付ノ指令ヲ下付ス

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノニシテ第四條各號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其ノ年十一月二十日限リ事業成績並ニ經費決算又ハ精算ヲ報告スヘシ

第八條 獎勵金ハ前條ノ報告アリタル後ニ於テ之ヲ交付ス

第九條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ本規程及本規程施行ノ爲發スル命令ニ違反シ又ハ豫定事業ノ一部若ハ全部ヲ行ハサルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金額ヲ減少スルコトアルヘシ

附 則

第十條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 大正五年ニ限リ第四條中三月十日トアルヲ四月三十日トス

第十二條 大正五年ニ限リ組合事業中蠶種ノ共同貯藏ニ關スル規程ハ之ヲ適用セス

大正五年八月五日 發行

發行人

利根郡長 野中富三郎

編輯人

利根郡書記 東城政治

印刷人

群馬縣利根郡沼田町五百五拾七番地
須田久吉

印刷所

全所
啓文社

發行所

群馬縣利根郡役所